

# ゴルフ場利用税

県税

ゴルフ場(※)の利用に対し、課税される税金です。

(※)ゴルフ場とは、ホールの数が18ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離が100m以上の施設及びホールの数が9ホール以上で、かつ、ホールの平均距離があおむね150m以上の施設をいいます。

## 1 納める方は

ゴルフ場を利用された方が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。

## 2 納める額は

ゴルフ場の等級により定められた額です。

(1人1日につき)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
納める税額	1,200円	1,100円	1,000円	950円	850円	800円	750円	650円	450円

(注)等級は、ゴルフ場の利用料金などを基準としてゴルフ場ごとに県が決定します。

## 3 申告と納税は

ゴルフ場の経営者が、毎月分をまとめて翌月15日までに県税事務所に申告し、納めます。

### ●非課税や軽減の措置は

利用条件により、ゴルフ場利用税が非課税又は軽減(2分の1課税)となります。

対象	利用条件等	区分
18歳未満の者、70歳以上の者の利用(注1)	なし(運転免許証、健康保険証、学生証、マイナンバーカード等年齢を証明するものの提示が必要)	非課税(注2)
障がい者の利用	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等で要件に該当する者(身体障害者手帳等の提示が必要)	非課税(注2)
学生等の利用	学校の教育活動として校長が証明する場合	非課税(注2)
国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手の利用(注3)	当該国民スポーツ大会のゴルフ競技(予選会を含む)として、又はその公式練習のためにゴルフを行う場合	非課税(注2)
国際競技大会(閣議決定・了解されたものに限る)のゴルフ競技に参加する選手の利用	当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式練習のためにゴルフを行う場合	非課税(注2)
65歳以上70歳未満の者の利用(注1)	利用料金が、通常の料金より5分の1以上軽減した額で定められていること	2分の1課税(注3)
特定の競技会における利用	利用料金が、通常の料金より5分の1以上軽減した額で定められていること ※(公財)日本ゴルフ協会、地区ゴルフ連盟が主催する競技会又は公式練習の利用で県の承認を受けたもの	2分の1課税
早朝・薄暮の利用	利用料金が、通常の料金より2分の1以上軽減した額で定められていること ※早朝利用の場合は午前10時以前に終了し、薄暮利用の場合は午後3時以後に開始するものであること	2分の1課税(注3)

(注1)年齢の取扱いは例のとおりです。

例: 7月11日に70歳の誕生日を迎える方が、7月10日にゴルフ場の利用を行う場合、69歳として扱います。

(注2)非課税利用の方は、ゴルフ場での受付時に対象であることを証明するものを提示し、申請をする必要があります。なお、適用は当日に限りますので、後の申請は認められません。

(注3)当該利用にかかる料金表の表示や利用者受付場所での表示など、一般にその旨が周知されており、県の承認を受けたゴルフ場に限り適用されます。

### ●市町への交付

県に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場所在の市町に交付されます。